

インターネット支店専用普通預金規定

第1条（契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受けた場合には、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2（利用条件）

1. インターネット支店専用普通預金（以下「この預金」といいます。）は鹿児島信用金庫（以下「当金庫」といいます。）のインターネット支店取引規定に従い利用できません。
2. この預金は、総合口座の取扱いができません。
3. この預金は、無利息型普通預金とすることができません。
4. この預金は、お客様お一人につき1口座とします。
5. この預金は、法人や個人の事業用口座（屋号のある名義を含みます）として開設することができません。

第2条（通帳の不発行）

この預金を開設するにあたっては、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

第3条（預金口座の開設）

1. この預金の口座開設のお申し込みは、次のいずれかの方法で行うことができます。
 - （1） スマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応の携帯電話）で当金庫所定の口座開設アプリを利用し、所定のページに必要事項を入力の上、運転免許証及びお届け印を撮影して送信していただく方法。
 - （2） 当金庫所定のホームページの問合せフォームから郵送による口座開設希望を送信し、その後、当金庫より送付する所定の申込書等に必要事項を記入の上、必要書類を提出していただく方法。
2. 当金庫は、この預金の口座開設を承認した場合、次の通り処理します。
 - （1） この預金は、預金残高0円で口座開設します。
 - （2） この預金については、キャッシュカードを発行し、お客様の住所・氏名にあてて本人限定受取郵便で送付します。
3. 当金庫は、第1項による送信内容等に疑義が生じた場合、法令上の義務をお客さまが履行されない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設の謝絶、承認取消をすることがあります。

第4条（通帳不発行にかかる特約）

1. 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
2. 本契約では預金者は（一社）しんきん共同センター提供の「しんきん通帳」アプリをインストールするものとし、この預金の残高・入出金明細等は「しんきん通帳」アプリより確認するものとします。
3. 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当金庫所定の手数料を支払うものとします。

第5条（預金の預け入れ）

1. この預金の預入は、当金庫および当金庫と提携している金融機関等のATMでカードを利用して行うことができます。
2. この預金の預け入れは、IBサービスを利用してお客様の他の預金口座からの振替により行うことができます。
3. この預金の預け入れは、内国為替による振込金の受入れにより行うことができます。ただし、外国からの送金による振込金受入れはできません。
4. 前項のこの預金への振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第6条（預金の払い戻し）

1. この預金の払い戻しは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等のATMでカードを利用した現金の払戻しおよび振替による振込で行うことができます。
2. この預金口座から各種料金等の自動払いをするときには、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
3. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
4. この預金から払戻しをする場合に、その総額が1日あたりのご利用限度額を超えることはできないものとします。取引実行時点において払戻しする金額が不足しているときは、当該取引の依頼は取り消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第7条（利息）

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第二土曜日に、当金庫所定の預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1年を365日として日割で計算します。

3. 利率は、金融情勢に応じて変更します。

第8条（譲渡・質入れの禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第9条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - （1） 相殺通知は書面によるものとします。証書または通帳と、当金庫所定の払戻手続きを行うと同時に通知書を当金庫に提出して下さい。
 - （2） 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - （3） 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - （4） 第2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - （1） この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - （2） 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定め

があるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条（既定の準用）

当金庫との取引において、本規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定のほか、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

第11条（規定等の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2.前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3.前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」（以下「口座開設アプリ」という）から開設した鹿児島信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「インターネット支店専用普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上